

神戸第2地方合同庁舎塵芥収集運搬業務（合庁分担）仕様書

1 契約件名

神戸第2地方合同庁舎塵芥収集運搬業務（合庁分担）

2 対象施設

神戸第2地方合同庁舎

神戸市中央区波止場町1-1

3 実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

4 目的

神戸第2地方合同庁舎で発生する事業系一般廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例並びに関係規則等を遵守し、次の要領により行うもの。

5 業務内容

(1) 当合同庁舎地下1階の廃棄物集積場のコンテナ(0.6m³)に集積された廃棄物を法令、条例等に則り、適正に収集して市の処理施設に運搬するものとする。

(2) 事業系一般廃棄物の区分等

イ 可燃ゴミ

毎日（ただし、「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日及び係官が指定した日を除く。）午前中に収集すること。

ロ 不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ

収集する日については、係官の指示による。

(3) 収集運搬に使用する袋は、神戸市指定袋の容量が45Lのものとする。

(4) 収集にあたっては、常に周辺の安全及び衛生の確保に心がけること。

(5) 廃棄物の収集後には、係官の確認を受けること。

6 年間予定数量

(1) 可燃ごみ 9,229袋

(2) 資源ごみ 1,188袋

(3) 粗大不燃ごみ 432袋

7 その他

(1) 請負社の故意または過失により国または第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

(2) 地下1階への進入路の高さ制限は、2.2メートルであることからそれに対応した車両を使用すること。

(3) 本仕様書に疑義が生じた場合は係官と協議し、その指示に従うものとする。

(4) 代金は、1ヶ月毎に取りまとめ翌月に請求するものとする。